(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

FL

(11) 特許番号

特許第6065833号 (P6065833)

(45) 発行日 平成29年1月25日(2017.1.25)

(24) 登録日 平成29年1月6日(2017.1.6)

(51) Int. Cl.

GO6F 21/62 (2013.01)

GO6F 21/62 354

請求項の数 15 (全 29 頁)

(21) 出願番号 特願2013-518146 (P2013-518146)

(86) (22) 出願日 平成24年5月24日 (2012.5.24)

(86) 国際出願番号 PCT/JP2012/064016 (87) 国際公開番号 W02012/165518

(87) 国際公開日 平成24年12月6日 (2012.12.6) 審査請求日 平成27年4月17日 (2015.4.17)

(31) 優先権主張番号 特願2011-124398 (P2011-124398)

(32) 優先日 平成23年6月2日 (2011.6.2)

(33) 優先権主張国 日本国(JP)

(73)特許権者 000004237

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

|(74)代理人 100109313

弁理士 机 昌彦

(74)代理人 100124154

弁理士 下坂 直樹

(72)発明者 竹之内 隆夫

東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内

審査官 児玉 崇晶

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】分散匿名化システム、分散匿名化装置及び分散匿名化方法

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ識別子とユーザに関する情報とを関連付けて記憶する記憶手段と、

入力される複数の識別子のうち、前記記憶されているユーザ識別子と、当該ユーザ識別子とは異なる識別子であるダミー識別子とを複数のグループに分割し、かつ、前記ダミー 識別子が前記複数のグループに分散されるように分割する分割手段と、

前記グループ毎に含まれる前記識別子に関する情報を他装置に送信する送信手段と、

前記送信手段から送信された情報に基づいて前記他装置で分割されたグループ毎に含まれる識別子に関する情報を、前記他装置から受信する受信手段と、

自装置と、前記他装置とのいずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満たすか否かを前記グループ毎に判定する判定手段と、

を含む分散匿名化装置。

【請求項2】

前記入力される複数の識別子のうち、前記記憶されているユーザ識別子とは異なる識別子を前記ダミー識別子として設定する設定手段を含み、

前記グループ毎に含まれる前記識別子に関する情報は、前記グループ毎における前記識別子の内容を示す情報である

請求項1記載の分散匿名化装置。

【請求項3】

前記判定手段は、さらに前記複数のグループが含む全ての識別子に対する前記ユーザ識

別子の数の割合である存在指標を満たすか否かを前記グループ毎に判定する、 請求項1又は2に記載の分散匿名化装置。

【請求項4】

前記判定手段が匿名指標又は存在指標を満たさないと判定した場合に、最後に行った分 割をキャンセルして、結合匿名化テーブルを生成する生成手段と、

をさらに含む請求項1乃至3のいずれか1項に記載の分散匿名化装置。

前記ダミー識別子に、前記ユーザに関する情報として値を関連付ける操作手段と、 をさらに含む請求項1乃至4のいずれか1項に記載の分散匿名化装置。

前記操作手段は、前記ダミー識別子に、前記ユーザに関する情報として幅を持った値を 関連付ける、

請求項5に記載の分散匿名化装置。

【請求項7】

前記操作手段は、前記ユーザ識別子のユーザに関する情報である値の分散に基づいて、 前記ダミー識別子の値を関連付ける、

請求項5又は6に記載の分散匿名化装置。

【請求項8】

前記生成手段は、一以上のダミー識別子のデータを残した結合匿名化テーブルを生成す る、

請求項4に記載の分散匿名化装置。

【請求項9】

前記生成手段は、一以上のユーザ識別子のデータを削除した結合匿名化テーブルを生成 する.

請求項4に記載の分散匿名化装置。

【請求項10】

コンピュータが、

ユーザ識別子とユーザに関する情報とを関連付けて記憶し、

入力される複数の識別子のうち、前記記憶されているユーザ識別子と、当該ユーザ識別 子とは異なる識別子であるダミー識別子とを複数のグループに分割し、かつ、前記ダミー 識別子が前記複数のグループに分散されるように分割し、

前記グループ毎に含まれる前記識別子に関する情報を他装置に送信し、

前記送信された情報に基づいて前記他装置で分割されたグループ毎に含まれる識別子に 関する情報を、前記他装置から受信し、

自装置と、前記他装置とのいずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満 たすか否かを前記グループ毎に判定する、

分散匿名化方法。

【請求項11】

前記コンピュータが、

前記入力される複数の識別子のうち、前記記憶されているユーザ識別子とは異なる識別 40 子を前記ダミー識別子として設定し、

前記グループ毎に含まれる前記識別子に関する情報は、前記グループ毎における前記識 別子の内容を示す情報である

請求項10記載の分散匿名化方法。

【請求項12】

前記判定の際、さらに前記複数のグループが含む全ての識別子に対する前記ユーザ識別 子の数の割合である存在指標を満たすか否かを前記グループ毎に判定する、

請求項10又は11に記載の分散匿名化方法。

【請求項13】

コンピュータに、

20

10

30

ユーザ識別子とユーザに関する情報とを関連付けて記憶し、

入力される複数の識別子のうち、前記記憶されているユーザ識別子と、当該ユーザ識別子とは異なる識別子であるダミー識別子とを複数のグループに分割し、かつ、前記ダミー 識別子が前記複数のグループに分散されるように分割し、

前記グループ毎に含まれる前記識別子に関する情報を他装置に送信し、

前記送信された情報に基づいて前記他装置で分割されたグループ毎に含まれる識別子に関する情報を、前記他装置から受信し、

自装置と、前記他装置とのいずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満たすか否かを前記グループ毎に判定する、

処理を実行させるプログラム。

【請求項14】

コンピュータに、

前記入力される複数の識別子のうち、前記記憶されているユーザ識別子とは異なる識別子を前記ダミー識別子として設定し、

前記グループ毎に含まれる前記識別子に関する情報は、前記グループ毎における前記識別子の内容を示す情報である

処理を実行させる請求項13記載のプログラム。

【請求項15】

コンピュータに、

前記判定の際、さらに前記複数のグループが含む全ての識別子に対する前記ユーザ識別子の数の割合である存在指標を満たすか否かを前記グループ毎に判定する、

処理を実行させる請求項13又は14に記載のプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、分散して保持されている情報を結合する際の匿名化技術に関する。

【背景技術】

[0002]

分散して保持されている情報を結合する際に、個人の特定や属性の推定を防ぐための匿名化(分散匿名化)の技術が知られている。

例えば、非特許文献1の技術は、2つの事業者の間でデータを結合する際に、まず、2つの事業者がそれぞれ保持する個人情報を抽象化して初期匿名テーブルを生成する。そして、非特許文献1の技術は、抽象化された個人情報を、匿名性を満たすことを確認しながら徐々に具体化していく。

個人情報の具体化のために、一方の事業者は、個人情報の分割点の候補を決定し、分割点で分割したユーザ識別子のリストを、もう一方の事業者に通知する。センシティブ情報を保持している事業者は、通知された分割点でデータを分割した際に、k匿名性と1多様性という二つの指標が満たされるか否かを、確認する。ここでセンシティブ情報とは、結合後のデータの情報処理に用いるため、変更したくない情報のことを言う。それらの二つの指標を満たしているデータからは、個人を特定することができない。

それらの二つの指標を満たしているデータのみを利用者に提供することで、提供するデータからの、個人の特定を防ぐことができる。言い換えると、非特許文献1の技術により、個人のセンシティブ情報の特定を防ぐことができる。

【先行技術文献】

【非特許文献】

[0003]

【非特許文献 1】 Privacy-Preserving Data Mashup, Noman Mohammed, Benjamin C.M. Fung, Ke Wang, Patrick C.K. Hung, In EDBT'09 Proceedings of the 12th International Conference o

10

20

30

40

n Extending Database Technology: Advances in Database Technology, 2009.

【非特許文献 2】"OpenID Authentication 2.0-Final",OpenID Foundation,20 07,http://openid.net/specs/openid-authentication-2_0.html,http://openid-foundation-japan.github.com/openid-authentication.html

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0004]

非特許文献 1 に記載の技術の課題は、分散匿名化処理の過程で、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩してしまうことにある。例えば、事業者 A と事業者 B とがそれぞれ保持しているデータを結合する際の匿名化処理について説明する。匿名化処理のプロトコルの途中で、事業者 A が事業者 B に対して個人情報(例えばユーザID等)を通知したとする。この場合、事業者 A からの通知によって、事業者 B に、「通知されたユーザIDのユーザのデータが、少なくとも事業者 A が保持するデータに存在すること」が、漏洩してしまう。

本発明の目的の一つは、分散匿名化処理の過程でユーザに関するデータの存在が漏洩することのない分散匿名化システム、分散匿名化装置、分散匿名化方法及びプログラムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

[0005]

上記目的を達成するため、本発明における分散匿名化システムは、全ユーザの識別子を 管理する識別子管理装置と、第一の分散匿名化装置と、第二の分散匿名化装置と、を含む 分散匿名化システムであって、前記識別子管理装置は、前記管理している識別子を前記第 一の分散匿名化装置及び第二の分散匿名化装置に通知を行い、前記第一の分散匿名化装置 は、ユーザ識別子と個人情報とを関連付けて記憶する第一の記憶手段と、前記識別子通知 手段から通知された全識別子のうち、前記第一の記憶手段が記憶するユーザ識別子に該当 しない識別子をダミー識別子として設定する第一の設定手段と、前記設定せれたダミー識 別子を含む全識別子をグループに分割する第一の分割手段と、前記分割された各グループ における識別子の内容を示す第一の分割情報を前記第二の分散匿名化装置に送信する第一 の送信手段と、前記第二の分散匿名化装置から送信された第二の分割情報を受信し、該分 割情報に基づいてさらに前記全識別子をグループに分割する第一の受信手段と、を含み、 前記第二の分散匿名化装置は、ユーザ識別子と個人情報とを関連付けて記憶する第二の記 憶手段と、前記識別子通知手段から通知された全識別子のうち、前記第二の記憶手段が記 憶するユーザ識別子に該当しない識別子をダミー識別子として設定する第二の設定手段と 、前記設定されたダミー識別子を含む全識別子をグループに分割する第二の分割手段と、 前記分割された各グループにおける識別子の内容を示す第二の分割情報を前記第一の分散 匿名化装置に送信する第二の送信手段と、前記第一の分散匿名化装置から送信された第一 の分割情報を受信し、該分割情報に基づいてさらに前記全識別子をグループに分割する第 この受信手段と、を含み、前記第一の分散匿名化装置と前記第二の分散匿名化装置との少 なくともいずれか一方は、前記第一の分散匿名化装置と前記第二の分散匿名化装置とのい ずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満たすか否かを前記分割後のグル ープ毎に判定する判定手段と、前記判定手段が匿名指標を満たさないと判定した場合に、 最後に行った分割をキャンセルして、結合匿名化テーブルを生成する生成手段と、をさら に含む。

上記目的を達成するため、本発明における分散匿名化装置は、データとして存在するユーザの識別子であるユーザ識別子と個人情報とを関連付けて記憶する記憶手段と、外部から通知された複数の識別子である全識別子のうち、前記ユーザ識別子に該当しない識別子をダミー識別子として設定する設定手段と、前記設定されたダミー識別子を含む全識別子

10

20

30

40

をグループに分割する分割手段と、前記分割された各グループにおける識別子の内容を示す分割情報を他装置に送信する送信手段と、自装置と、前記他装置とのいずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満たすか否かを前記分割後のグループ毎に判定する判定手段と、を含む。

上記目的を達成するため、本発明における分散匿名化方法は、コンピュータが、データとして存在するユーザの識別子であるユーザ識別子と個人情報とを関連付けて記憶し、外部から通知された複数の識別子である全識別子のうち、前記ユーザ識別子に該当しない識別子をダミー識別子として設定し、前記設定されたダミー識別子を含む全識別子をグループに分割し、前記分割された各グループにおける識別子の内容を示す分割情報を他装置に送信し、自装置と、前記他装置とのいずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満たすか否かを前記分割後のグループ毎に判定する。

上記目的を達成するため、本発明における不揮発性媒体に記録されたプログラムは、コンピュータに、データとして存在するユーザの識別子であるユーザ識別子と個人情報とを関連付けて記憶し、外部から通知された複数の識別子である全識別子のうち、前記ユーザ識別子に該当しない識別子をダミー識別子として設定し、前記設定されたダミー識別子を含む全識別子をグループに分割し、前記分割された各グループにおける識別子の内容を示す分割情報を他装置に送信し、自装置と、前記他装置とのいずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満たすか否かを前記分割後のグループ毎に判定する、処理を実行させる。

【発明の効果】

[0006]

本発明の効果の一例は、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩する危険性なしで、分散匿名化処理を実行可能なことである。

【図面の簡単な説明】

[0007]

【図1】図1は、第1実施形態に係る分散匿名化システム1000の構成を示すブロック図である。

- 【図2】図2は、第一の分散匿名化装置100の構成を示すブロック図である。
- 【図3】図3は、第二の分散匿名化装置200の構成を示すプロック図である。
- 【図4】図4は、本発明の第1実施形態に係る分散匿名化システム1000の動作を示す フローチャート図である。
- 【図 5 】図 5 は、第一の設定部130が再構成したダミー識別子を含むテーブルの例を示す図である。
- 【図6】図6は、ダミー識別子に適当な個人情報の値を割り当てたテーブルの例を示す図である。
- 【図7】図7は、本発明の第1実施形態における、事業者Aが保持する初期匿名テーブルの例を示す図である。
- 【図8】図8は、本発明の第1実施形態における、事業者Bが保持する初期匿名テーブルの例を示す図である。
- 【図9】図9は、図7のテーブルを身長170で分割したデータを表す図である。
- 【図10】図10は、図8のテーブルを受信した分割情報に基づいて分割したデータを表す図である
- 【図11】図11は、図10のテーブルを年齢30で分割したデータを表す図である。
- 【図12】図12は、図9のテーブルを受信した分割情報に基づいて分割したデータを表す図である。
- 【図13】図13は、図11のテーブルを年齢40で分割したデータを表す図である。
- 【図14】図14は、図12のテーブルを、受信した分割情報に基づいて分割したデータを表す図である。
- 【図15】図15は、双方に存在する人数を計算したテーブルを示す図である。
- 【図16】図16は、第1実施形態に係る本発明により生成された最終的な結合された匿

10

20

30

40

名化テーブルを示す図である。

【図17】図17は、第2実施形態に係る第一の分散匿名化装置500の構成を示すブロ ック図である。

【図18】図18は、第1実施形態に係る第一の操作部140が、ダミー識別子に適当な 個人情報の値を関連付けたテーブルを示す図である。

【図19】図19は、第2実施形態に係る第一の操作部145が、ダミー識別子に個人情 報の値として幅を持った値を関連付けたテーブルを示す図である。

【図20】図20は、第1実施形態に係る第一の設定部130によって、ダミー識別子が 設定されたテーブルを示す図である。

【図21】図21は、第3実施形態に係る第一の操作部145が、ユーザ識別子の値の分 散に基づいて、ダミー識別子の値を関連付けたテーブルを示す図である。

【図22】図22は、第4実施形態に係る第一の分散匿名化装置600の構成を示すブロ ック図である。

【図23】図23は、第一の生成部195が、全てのダミー識別子を残して生成した結合 匿名化テーブルの例を示す図である。

【図24】図24は、第一の生成部195が、ユーザ識別子を1つ削除して生成した結合 匿名化テーブルの例を示す図である。

【図25】図25は、第5実施形態に係る分散匿名化装置700の構成を示すブロック図

【図26】図26は、第5実施形態に係る分散匿名化装置700の動作のフローチャート 図である。

【図27】図27は、第1実施形態に係る第一の分散匿名化装置100のハードウェア構 成の一例を示すブロック図である。

【図28】図28は、事業者Aの装置が保持する個人情報のテーブルの例を示す図である

【図29】図29は、事業者Bの装置が保持する個人情報のテーブルの例を示す図である

【図30】図30は、事業者Aの装置が保持する個人情報の初期匿名テーブルの例を示す 図である。

【図31】図31は、事業者Bの装置が保持する個人情報の初期匿名テーブルの例を示す

【図32】図32は、図30のテーブルを身長170で分割したテーブルを表す図である

【図33】図33は、図31のテーブルを受信した分割情報に基づいて分割したデータを 表す図である。

【図34】図34は、図33のテーブルを年齢30で分割したデータを表す図である。

【図35】図35は、図32のテーブルを受信した分割情報に基づいて分割したデータを 表す図である。

【図36】図36は、図34のテーブルを年齢40で分割したデータを表す図である。

40 【図37】図37は、図35のテーブルを、受信した分割情報に基づいて分割したデータ を表す図である。

【図38】図38は、最終的な結合された匿名化テーブルを示す図である。

【図39】図39は、本発明のプログラムを記録する、記録媒体の例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

[00008]

<第1実施形態>

まず、本発明の実施形態の理解を容易にするために、本発明の背景を説明する。

事業者Aと事業者Bという異なる事業者がそれぞれ保持する個人情報を、匿名性及び多 様性を保ちつつ結合する場合を説明する。

ここでは例として、事業者Aは病院であり、事業者Aは、身長と病気に関する個人情報

10

20

30

を保持しているとする。また、事業部Bはスポーツセンターであり、事業者Bは、年齢に関する個人情報を保持しているとする。また、各事業者が保持する個人情報は、識別子管理事業者が管理する共通の識別子に対応している。

本例においては、病気に関する個人情報がセンシティブ情報であるとする。センシティブ情報以外の個人情報は準識別子と呼ばれる。なお、外見からはわからず、他人に知られたくない情報(病気に関する情報)をセンシティブ情報とし、それ以外の外見からある程度推測可能な情報(身長、年齢等)を準識別子として区別しても良い。

分散匿名化の技術には、非特許文献1の技術を用いるものとする。匿名性及び多様性が保たれているか否かは、予め定めたk匿名性及び1多様性の指標を満たすか否かによって判定される。k匿名性とは、準識別子の組み合わせが同じユーザをk人以上にすることを要求する指標である。1多様性とは、準識別子の組み合わせが同じユーザのセンシティブ情報を1通り以上にすることを要求する指標である。以降の本例の説明では、個人情報のテーブルが2匿名性及び2多様性を満たすことを要求するものとする。

まず、識別子管理事業者は、結合の対象となるユーザの識別子を各事業者に対して通知する。例えば、user1~user12の識別子が各事業者に通知されたものとする。

事業者Aの装置は、通知された識別子のユーザに関して、図28に示す個人情報のテーブルを保持しているとする。図28に示すように、事業部Aの装置は、user1、user3、user5、user7、user8、user10、user11、user12の計8つの識別子のユーザに関する個人情報を保持している。

事業者Bの装置は、通知された識別子のユーザに関して、図29に示す個人情報のテーブルを保持しているとする。図29に示すように、事業部Bの装置は、通知された識別子の全ユーザ(user1~user12の識別子のユーザ)に関する個人情報を保持している。

非特許文献1の技術は、各個人情報を抽象化した初期匿名テーブルを生成する。例えば、非特許文献1の技術は、事業者Aの装置が保持する図28のテーブルから図30に示す初期匿名テーブルを生成する。また、非特許文献1の技術は、事業者Bの装置が保持する図29のテーブルから図31に示す初期匿名テーブルを生成する。

非特許文献1の技術は、図30や図31のように抽象化されたテーブルから、匿名性及び多様性を満たすことを確認しながら徐々にテーブルの個人情報を具体化していく。

事業者Aの装置は、個人情報が特定されない、安全な個人情報の分割点を決定する。ここでは、事業者Aの装置は、準識別子である身長の平均値を分割点に決定する。具体的には事業者Aの装置は、身長170を分割点に決定する。

図32は、図30のテーブルを身長170で分割したデータを表す図である。図32に示すように、身長170を分割点とすると、ユーザ(識別子)は、 $\{user1 \setminus user3 \setminus user5 \setminus user7 \}$ 及び $\{user8 \setminus user10 \setminus user11 \setminus user12 \}$ に分割される。事業者Aの装置は、ユーザ(識別子)の分割情報($\{user11 \setminus user11 \}$ 0、 $\{user8 \setminus user8 \}$ 1、 $\{user8 \setminus user8 \}$ 1、 $\{user8 \setminus user8 \}$ 1、 $\{user8 \}$ 2、 $\{user8 \}$ 3 は分割することを示す情報)を事業者Bに送信する。分割情報は、例えば分割点で分割したユーザ識別子のリストでも良い。

この時、事業者 B は、送信されたユーザ(識別子)の分割情報から、事業者 A が保持するデータに、どのユーザのデータが存在するかがわかってしまう。具体的には、事業者 B は、事業者 A が保持するデータに、u s e r 1、u s e r 3、u s e r 5、u s e r 7、u s e r 8、u s e r 1 0、u s e r 1 1 及びu s e r 1 2 の識別子に相当する、8 人のユーザのデータが存在することがわかってしまう。

この問題が、上述した「分散匿名化処理の過程で、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩してしまう」という問題(問題 1)である。本実施形態に係る分散匿名化システムは、問題 1 に加えて、後述する結合データから、ユーザのデータの存在が漏洩するという問題も解決する。

事業者Bの装置は、事業者Aの装置から分割情報を受信する。続けて、事業者Bの装置は、図31に示す初期匿名テーブルを分割情報に基づいて分割する。図33は、図31の

10

20

30

40

テーブルを、受信した分割情報に基づいて分割したデータを表す図である。

次に、事業者Aの装置は、図32のテーブルの匿名性及び多様性が保たれているかを確認する。図32の身長が170以下のグループ(一行目のグループ)は、4匿名及び2多様で匿名性及び多様性が保たれている。

具体的には、匿名性は、準識別子(身長及び年齢)の組み合わせが同じユーザが4人いるので4匿名である。また、多様性は、準識別子の組み合わせが同じユーザのセンシティブ情報(病気に関する個人情報)がガンと心臓病の2通りなので2多様である。

また、図32の身長が170以上のグループ(二行目のグループ)も、4匿名及び2多様で匿名性及び多様性が保たれている。

なお、本例においては、センシティブ情報を保持しているのは事業者Aのみなので、匿 名性及び多様性の確認は事業者Aの装置のみが行えばよい。

事業者Aの装置が「事業者Aが保持するテーブルの匿名性及び多様性が保たれていること」を確認すると、次に事業者Bの装置は、次の分割点を決定する。ここでは、事業者Bの装置は、準識別子である年齢の平均値を分割点に決定する。具体的には事業者Bの装置は、年齢30を分割点に決定する。

図34は、図33のテーブルを年齢30で分割したデータを表す図である。図34に示すように、年齢30を分割点とすると、ユーザ(識別子)は、{user1、user3}、{user5、user7}及び{user8、user10、user11、user12}に分割される。事業者Bの装置は、ユーザ(識別子)の分割情報({user1,3}{user5,7}及び{user8,10,11,12}という3つのグループにユーザ(識別子)を分割することを示す情報)を事業者Aに送信する。

事業者Aの装置は、事業者Bの装置から分割情報を受信して、図32のテーブルを分割情報に基づいて分割する。図35は、図32のテーブルを受信した分割情報に基づいて分割したデータを表す図である。

次に、事業者Aの装置は、図35のテーブルの匿名性及び多様性が保たれているかを確認する。匿名性は、上から2匿名、2匿名及び4匿名であり、2匿名性の指標を満たす。 また、多様性はいずれも2多様であり多様性の指標を満たす。

次に例えば事業者Aの装置は、適当な分割点がないと判断したとする。その場合、事業者Aの装置は、分割点がない旨を事業者Bに送信する。事業者Bの装置は、事業者Aから分割点がない旨を受信すると、適当な分割点を決定する。事業者Bの装置は、例えば年齢40を分割点に決定する。

図36は、図34のテーブルを年齢40で分割したデータを表す図である。図36に示すように、年齢40を分割点とすると、ユーザ(識別子)は、{user1、user3}、{user5、user7}、{user8、user10}、及び{user11 、user12}に分割される。事業者Bの装置は、ユーザ(識別子)の分割情報({user11,3}{user5,7}、{user8,10}及び{user11,12}という4つのグループにユーザ(識別子)を分割することを示す情報)を事業者Aに送信する。

事業者Aの装置は、事業者Bから分割情報を受信して、図35のテーブルを分割情報に基づいて分割する。図37は、図35のテーブルを、受信した分割情報に基づいて分割したデータを表す図である。

次に、事業者Aの装置は、図37のテーブルの匿名性及び多様性が保たれているかを確認する。いずれの行も2匿名及び2多様であり、匿名性及び多様性の指標が満たされている。

これ以上分割を行った場合、匿名性及び多様性を満たさないことは明らかなので、事業部A及び事業部Bはデータの分割を終了し、それぞれの分割データを出力し合い、データを結合する。

図38は、最終的な結合された匿名化テーブルを示す図である。図38に示すように、準識別子の組み合わせのグループ毎に2匿名性及び2多様性の指標が保たれている。そのため、図38からは個人のセンシティブ情報を特性することはできない。具体的には、事

10

20

30

40

業者Bは、図38を見ても、どのユーザがなんの病気かを知ることはできない。

しかし、事業者 B は、自身が保持するデータから「40歳以上のユーザは、識別子がuser11及びuser12である、2名のユーザしかいないことがわかる。そのため、事業者 B は、図38を見ることで、少なくとも識別子がuser11及びuser12である、2名のユーザのデータが事業者 A が保持するデータに存在することがわかる。

すなわち、上述した問題1とは別に、「最終的な結合された匿名化テーブルから、他の 事業者にユーザのデータの存在が漏洩してしまう」という問題(問題2)がある。

以上の問題1及び問題2は、例えば「具体的な病気の特定まではできないが、あるユーザがガン又は心臓病のため病院に通っている」ことが漏洩することを意味している。

以下に説明される本発明の第1実施形態によれば、これまでに説明した問題1及び問題 2 が解決される。

まず、図1~図3を参照して、本発明の第1実施形態に係る分散匿名化システム100 0の機能構成を説明する。

図1は、第1実施形態に係る分散匿名化システム1000の構成を示すブロック図である。図1に示すように分散匿名化システム1000は、第一の分散匿名化装置100と、第二の分散匿名化装置200と、識別子管理装置300と、情報提供装置400とを含む。本実施形態においては、分散匿名化装置は2台として説明するが、2台に限定されず、2台以上の複数の装置を含むシステムでも良い。

第一の分散匿名化装置100は、例えば上述した事業部Aが分散匿名化処理のために備える装置である。

第二の分散匿名化装置200は、例えば上述した事業部Bが分散匿名化処理のために備える装置である。第二の分散匿名化装置200は、第一の分散匿名化装置100と協同して個人情報のテーブルの分割を繰り返す。

識別子管理装置300は、第一の分散匿名化装置100及び第二の分散匿名化装置200が共通で使用する識別子を管理する。識別子管理装置300は、第一の分散匿名化装置100又は第二の分散匿名化装置200の少なくともいずれか一方に存在する、全ユーザの識別子を管理している。

識別子管理装置300は、管理している全識別子を第一の匿名化装置100及び第二の匿名化装置200に通知する。又は識別子管理装置300は、管理している全識別子ではなく、分散匿名化システム1000の処理の対象となる識別子を特定し、特定された全識別子を通知しても良い。

識別子管理装置300が管理する識別子は、例えば国民IDでも良い。又は識別子管理装置300が管理する識別子は、非特許文献2に記載されているOpenIDでも良く、これらに限定されない。

また、予め第一の分散匿名化装置100及び第二の分散匿名化装置200が、全識別子のデータを保持していても良い。例えば、第一の分散匿名化装置100及び第二の分散匿名化装置200は、第一の分散匿名化装置100及び第二の分散匿名化装置200に登録することを許可されているユーザの国民IDを保持していても良い。

図2は、第一の分散匿名化装置100の構成を示すブロック図である。図2に示すように、第一の分散匿名化装置100は、第一の取得部110と、第一の記憶部120と、第一の設定部130と、第一の操作部140と、第一の分割部150と、第一の送信部160と、第一の受信部170と、第一の判定部180と、第一の生成部190とを含む。

第一の取得部110は、識別子管理装置300からの通知を受け、母集団となる全識別子を取得する。第一の取得部110は、取得した全識別子のデータを第一の設定部130に出力する。

第一の記憶部120は、ユーザ識別子と個人情報とを関連付けて記憶する。ここで「ユーザ識別子」は、ある装置に注目した時に、実際にその装置が記憶しているユーザの識別子を意味する。例えば、「第一の記憶部120が記憶するユーザ識別子」は、第一の記憶部120が記憶している識別子を意味する。即ち、「第一の記憶部120が記憶するユーザ識別子」は、後述する第二の記憶部220が記憶しているが、第一の記憶部120が記

10

20

30

40

憶していないユーザの識別子は含まない。

第一の設定部130は、第一の取得部110から通知された複数の識別子である全識別子のうち、第一の記憶部120が記憶するユーザ識別子に該当しない識別子をダミー識別子として設定する。第一の設定部130は、ダミー識別子であると設定した識別子にダミーフラグをたてても良い。第一の設定部130は、ダミー識別子が設定されたデータを第一の操作部140に出力する。なお、第二の分散匿名化装置200は、全識別子のうち、どの識別子が第一の設定部130が設定したダミー識別子であるか否かを、特定できない

第一の操作部140は、第一の設定部130から出力されたデータから、分割の開始の状態のテーブル(以下「初期匿名テーブル」という)を生成する。なお、第一の操作部140は、初期匿名テーブルの生成の前に、ダミー識別子に適当な個人情報の値(準識別子及びセンシティブ情報の値)を関連付けても良い。第一の操作部140は、初期匿名テーブルのデータを第一の分割部150に出力する。

第一の分割部150は、第一の操作部140から出力された初期匿名テーブルに含まれる全識別子のデータをグループに分割する。分割方法は特に限定されない。第一の分割部150は、所定の準識別子の値の平均値を分割点として、データを2つのグループに分割しても良い。又は、第一の分割部150は、周知のヒューリスティック関数を用いて分割点を決定しても良い。

また、第一の分割部 1 5 0 は、周知のヒューリスティック関数に加えて、ダミー識別子の情報エントロピー量を考慮して分割点を決定しても良い。ダミー識別子の情報エントロピー量を考慮することで、第一の分割部 1 5 0 は、ダミー識別子が分割後のデータに適度に分散されて入るような分割点を決定する。

例えば、ダミー識別子の情報エントロピー量は、以下のような式で計算される。

p = 「分割後のグループ内でのダミー識別子の数」 / 「分割後のグループ内での識別子の数(ユーザ識別子の数とダミー識別子の数の合計)」

ダミー識別子の情報エントロピー量 = $-1 \times p \times log(p)$

例えば、第一の分割部150は、上記のダミー識別子の情報エントロピー量を、分割後に作成される2つのグループ内(分割点以上と未満の2つのグループ)について計算する。ここで、2つのグループの情報エントロピー量を足した値をSとする。分割後の2つのグループに同じくらいの配分でダミー識別子が含まれるように分割された場合、Sの値が最大になる。

Sの値を周知のヒューリスティック関数に加えて分割点を決定することで、ダミー識別子が分割後のグループのデータに適度に分散されて入るような分割点が選ばれることになる。Sの値を考慮して分割点を決定することで、第一の分割部150は、分割の回数を増やすことができる。

なお上述したように、第一の分散匿名化装置100と第二の分散匿名化装置200とは、互いのダミーデータがわからない。具体的には第一の分散匿名化装置100は、自装置が保持するデータのうち、どの識別子がダミーであるかはわかるが、第二の分散匿名化装置200がどの識別子をダミーとしているかは、知り得ない。

そこで、第一の分割部150は、MPC(Multi Party Computation)又はSMPC(Secure Multi Party Computation)を用いて、第二の分散匿名化装置200が保持するダミー識別子の情報も考慮して、分割点となる値を計算しても良い。第一の分割部150は、MPC等を用いることで、第一の分散匿名化装置100及び第二の分散匿名化装置200が互いの個人情報を出すことを一切必要とせずに、分割点となる値を計算することができる。

また、第一の分散匿名化装置100と第二の分散匿名化装置200とが保持するそれぞれのデータを考慮して分割点を決定したい場合も、第一の分割部150は、MPC又はSMPCを用いて分割点となる値を計算しても良い。第一の分割部150がMPC又はSMPCを用いる場合は、具体的には、第一の分散匿名化装置100が保持する身長の値と、第二の分散匿名化装置200が保持する年齢の値とを考慮して、最適な分割点を決定した

10

20

30

40

い場合等である。

なお、以降は説明の便宜のため、第一の分割部 1 5 0 は、準識別子の値の平均値を分割 点としてデータを分割するものとする。

第一の分割部150は、グループに分割したデータを第一の送信部160に出力する。

第一の送信部160は、第一の分割部150が全識別子のデータを分割した各グループにおける識別子の内容を示す、分割情報を第二の分散匿名化装置200に送信する。分割情報は、例えば分割点で分割したユーザ識別子のリストでも良い。

第一の受信部170は、第二の送信部260から送信される分割情報を受信する。また、第一の受信部170は、受信した分割情報に基づいて全識別子のデータを分割する。また、第一の受信部170は、分割後のデータを第一の判定部180に出力する。

第一の判定部180は、第一の分散匿名化装置100と第二の分散匿名化装置200とのいずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満たすか否かを、分割後のグループ毎に判定する。ここで匿名指標とは、上述したk匿名性及び1多様性でも良い。

また第一の判定部180は、さらに分割後のグループが含む全ての識別子に対する、ユーザ識別子の数の割合である存在指標を満たすか否かを、分割後のグループ毎に判定する

ここで、存在指標とは、「最終的な結合された匿名化テーブルから、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩してしまう」という問題を解決するための指標である。存在指標は、ダミーを含めた全体の人数のうち、実際のユーザはどれだけ存在するかという、ユーザの存在率を表す。具体的には、存在指標は、分割されたグループ内に実際に存在するユーザ識別子の数をa、ダミー識別子の数をbとした場合における、a/(a+b)で表される。

分割後のあるグループ内にダミーが一つも入っていない場合(b=0)、存在指標は1となる。存在指標が1であるということは、分割後のデータと、第一の分散匿名化装置100が保持するデータとを照らし合わせることで、あるユーザのデータが第二の分散匿名化装置200が保持するデータの中に存在することを理解(認識)できることを意味する。又は、存在指標が1であるということは、分割後のデータと、第二の分散匿名化装置200が保持するデータとを照らし合わせることで、あるユーザのデータが第一の分散匿名化装置100が保持するデータの中に存在することを理解(認識)できることを意味する

存在指標の値が1未満であれば、上述の「最終的な結合された匿名化テーブルから、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩してしまう」という問題は起こらない。存在指標の閾値は、任意に適当な値が設定されれば良い。以降では説明の便宜のため存在指標の値は1未満であれば良く、具体的には存在指標の閾値を0.9999・・・とする。

なお、分割後のデータに互いに異なるダミー識別子が混じっている場合、第一の分散匿名化装置100及び第二の分散匿名化装置200は、真に存在するユーザの識別子がわからない。そのため、第一の判定部180は、正確な存在指標を計算することができない。この場合、第一の判定部180は、上述したMPC等を用いて、存在指標を満たしているか否かを計算しても良い。一方の装置のデータにのみダミー識別子が含まれている場合は、MPCによる計算は必ずしも必要ではない。

第一の判定部180は、匿名指標又は存在指標のいずれかが満たされていないと判定すると、データを第一の生成部190に出力する。

第一の生成部190は、第一の判定部180からデータが出力されると、該データに最後に行われた分割をキャンセルし、匿名指標及び存在指標が満たされている状態に戻す。この時、第一の送信部160は、最後に行った分割をキャンセルする旨の通知を第二の分散匿名化装置200に送信する。第二の受信部270がキャンセルする旨の通知を受信すると、第二の分散匿名化装置200においても、最後に行った分割がキャンセルされる。

第一の生成部190は、第一の分散匿名化装置100及び第二の分散匿名化装置200 の両装置において、最後に行った分割をキャンセルした2つのテーブルから、最終的な結 合された匿名化テーブル(以下「結合匿名化テーブル」という。)を生成する。 10

20

30

40

第一の生成部190は、生成した結合匿名化テーブルを情報提供装置400に出力する

情報提供装置400は、第一の生成部190から出力された結合匿名化テーブルを情報利用者へ提供する。

図3は、第二の分散匿名化装置200の構成を示すブロック図である。図3に示すように、第二の分散匿名化装置200の構成は、第一の分散匿名化装置100と同様でも良い

次に図4を参照して、本発明の第1実施形態に係る分散匿名化システム1000の動作 について説明する。

図4は、本発明の第1実施形態に係る分散匿名化システム1000の動作を示すフローチャート図である。図4に示すように、識別子管理装置300は、管理している全識別子を第一の分散匿名化装置100及び第二の分散匿名化装置200に通知する(ステップS1)。

第一の分散匿名化装置100において、第一の取得部110が全識別子の通知を受けると、第一の設定部130は、第一の記憶部120が実際に記憶している識別子をユーザ識別子とし、それ以外の識別子をダミー識別子として設定する。第二の分散匿名化装置200においても同様に、第二の取得部210が全識別子の通知を受け、第二の設定部230がダミー識別子を設定する。当然のことながら、第一の記憶部120と第二の記憶部120とが記憶している識別子は異なるので、互いのユーザ識別子及びダミー識別子は異なる

なお、識別子管理装置300は、管理している全識別子ではなく、分散匿名化処理の対象となる識別子を特定し、対象となる全識別子を通知するようにしても良い。

次に、第一の操作部 1 4 0 は、全識別子のデータから初期匿名テーブルを生成する。第一の操作部 1 4 0 は、初期匿名テーブルの生成の前に、ダミー識別子に適当な個人情報の値(準識別子及びセンシティブ情報の値)を関連付けても良い。

次に、第一の分割部150は、全識別子のデータを分割するのに分割点の候補が存在するか否かを判定する(ステップS2)。分割点の候補が存在すると判定すると、第一の分割部150は、候補となった該分割点で全識別子のデータを分割する。続けて、第一の分割部150は、分割したグループのデータを第一の送信部160に出力する。そして、処理はステップS3に進む。分割点の候補が存在しないと判定した場合は、処理はステップS6に進む。

ステップ S 3 において、第一の送信部 1 6 0 は、分割した各グループにおける識別子の内容を示す分割情報を第二の分散匿名化装置 2 0 0 に送信する。

次に、第二の分散匿名化装置200において、第二の受信部270は、第一の送信部160から送信される分割情報を受信する。第二の受信部270は、受信した分割情報に基づいて全識別子のデータを分割する(ステップS4)。

次に、第一の判定部 1 8 0 と、第二の判定部 2 8 0 とは、共に分割後のデータが匿名指標、多様指標及び存在指標を満たしているか否かを判定する(ステップ S 5 A 、 S 5 B)。仮にセンシティブ情報が一方の装置しか保持していないのであれば、センシティブ情報を保持している装置のみが匿名指標、多様指標及び存在指標を満たしているか否かを判定しても良い。

第一の判定部180と第二の判定部280が共に(又はセンシティブ情報を保持している一方の装置が)指標を満たしていると判定すると、第二の分割部250は、全識別子のデータをさらに分割するのに適当な分割点の候補が存在するか否かを判定する(ステップ 56)

分割点の候補が存在すると判定した場合は、処理は、ステップS3~5A、5Bと同様のステップS7~9A、9Bに進む。分割点の候補が存在しないと判定した場合は、処理はステップS2及びステップS6の両方で分割点の候補が存在しないと判定した場合は、処理はステップS10に進む。

ステップS5A、5B、9A又は9Bにおいて、指標を見たしていないと判定すると、

20

10

30

40

第一の生成部190と第二の生成部290は、最後に行った分割をキャンセルし、互いのデータを最後の指標を満たしている状態に戻す。続けて、第一の生成部190又は第二の生成部290は、指標を満たしている状態の2つのテーブルから結合匿名化テーブルを生成する。次に、第一の生成部190又は第二の生成部290は、生成した結合匿名化テーブルを情報提供装置400に出力する。

情報提供装置400は、結合匿名化テーブルを情報利用者へ提供する(ステップS10)。

次に、図5~図16を参照して、図4の各ステップを、具体的に例を用いて説明する。前提として、事業者Aが、第一の分散匿名化装置100を有するものとする。また、事業者Bが、第二の分散匿名化装置200を有するものとする。また、識別子管理事業者が、識別子管理装置300を有するものとする。

また、以降の例は、上述した例と同様の状況を前提とする。具体的には、事業者 A は病院であり、事業者 A は、身長と病気に関する個人情報(図 2 8 に示すテーブル)を保持しているとする。また、事業部 B はスポーツセンターであり、事業者 B は、年齢に関する個人情報(図 2 9 に示すテーブル)を保持しているとする。各事業者が保持する個人情報は、識別子管理事業者が管理する共通の識別子で対応している。また、病気に関する個人情報をセンシティブ情報とし、個人情報のテーブルが 2 匿名性及び 2 多様性を満たすことを要求する。

なお、以降の例では、2 匿名性及び2 多様性に加えて、個人情報のテーブルが1 未満の存在率(存在指標)を満たすことを要求する。

図4のステップS1において、識別子管理事業者は、管理している全識別子を事業者A及び事業者Bに通知する。ここでは、識別子管理事業者は、user1~user12の 識別子を各事業者に通知する。

事業者Aにおける第一の取得部 1 1 0 が全識別子(user 1 ~ user 1 2)の通知を受けると、第一の設定部 1 3 0 は、図 2 8 に示す情報と照らし合わせる。照らし合わせた結果、第一の設定部 1 3 0 は、実際に記憶している user 1、user 3、user 5、user 7、user 8、user 1 0、user 1 1 及び user 1 2 の計 8 つの識別子をユーザ識別子とする。第一の設定部 1 3 0 は、それ以外の識別子である user 2、user 4、user 6 及び user 9 をダミー識別子として設定する。

事業者Bにおける第二の記憶部220は、全識別子を保持するため(図29参照)、第二の設定部230は、全識別子をユーザ識別子とし、ダミー識別子設定は行わない。

第一の設定部130は、ダミー識別子に相当する実際には存在しないユーザもあたかも 存在するかのようにしてテーブルを再構成する。

図5は、第一の設定部130が再構成したダミー識別子を含むテーブルの例を示す図である。図5においては、識別子の若い順に、身長が低い方から並んでいる例を示している。保持しているデータの値がバラバラ(身長の並びがバラバラ)の場合は、第一の設定部130は、データを順番に並びかえて適当な位置にダミーを挿入しても良い。

次に、第一の操作部140が、ダミー識別子に適当な個人情報の値(準識別子及びセンシティブ情報の値)を関連付けても良い。図6は、ダミー識別子に適当な個人情報の値を割り当てたテーブルの例を示す図である。第一の分散匿名化装置100は、第一の操作部140を含まず、図5の状態で以降の処理を進めても良い。

第一の操作部 1 4 0 及び第二の操作部 2 4 0 は、各個人情報を抽象化した初期匿名テーブルを生成する。例えば、第一の操作部 1 4 0 は、図 5 のテーブルから図 7 に示す初期匿名テーブルを生成する。また、第二の操作部 2 4 0 は、事業者 B が保持する図 2 9 のテーブルから図 8 に示す初期匿名テーブルを生成する。

図7及び図8に示すように、初期匿名テーブルは、識別子(ID)と、準識別子(年齢及び身長に関する情報)、センシティブ情報(病気に関する情報)及びダミー数を含む。

図4のステップS2において、第一の分割部150は、個人情報が特定されない安全な個人情報の分割点が存在するか否かを判定する。ここでは、第一の分割部150は、準識別子である身長の平均値が分割点として適当であると判定したとする。第一の分割部15

10

20

30

40

0は、身長170を分割点に決定する。

図 9 は、図 7 のテーブルを身長 1 7 0 で分割したデータを表す図である。図 9 に示すように、身長 1 7 0 を分割点とすると、ユーザは、 $\{user1 \sim user7\}$ 及び $\{user8 \sim user12\}$ に分割される。

図 4 のステップ S 3 において第一の送信部 1 6 0 は、ユーザ (識別子)の分割情報 ($\{user1 \sim user7\}$ 、 $\{user8 \sim user12\}$ という 2 つのグループにユーザ (識別子)を分割することを示す情報)を事業者 B に送信する。

この時、事業者 B は、送信されたユーザ(識別子)の分割情報を見ても、事業者 A が保持するデータに、どのユーザのデータが存在するかはわからない。事業者 A は、ダミーを含めて全識別子の情報を送信しているからである。ダミーを含めることで、上述した「分散匿名化処理の過程で、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩してしまう」という問題(問題 1)が解決される。

図4のステップS4において、事業者Bの第二の受信部270は、事業者Aから分割情報を受信して、図8のテーブルを分割情報に基づいて分割する。図10は、図8のテーブルを受信した分割情報に基づいて分割したデータを表す図である。

図4のステップS5Aにおいて、第一の判定部180は、図9のテーブルの匿名性及び多様性が保たれているかを確認する。図9の身長が170以下のグループ(一行目のグループ)は、ユーザ7名のうち3名がダミーなので4匿名である。また、図5のテーブルより2多様である。従って匿名性及び多様性が保たれている。また、図9の身長が170以上のグループ(二行目のグループ)も4匿名及び2多様で匿名性及び多様性が保たれている。

なお、本例においては、センシティブ情報を保持しているのは事業者Aのみなので、匿名性及び多様性の確認は事業者Aのみが行えばよい。この場合、図4のステップS5Bの処理は行われない。

また、本例においては、ダミー識別子は事業者Aのデータのみに含まれているので、指標を満たしていることの確認は難しくない。仮に事業者Bのデータにもダミー識別子が含まれている場合には、第二の判定部280が、MPCを用いて事業者Aのデータ及び事業者Bのデータが共に指標を満たしていることを確認しても良い。

事業者Aが保持するテーブルの匿名性及び多様性が保たれていることを確認すると、図4のステップS6において、事業者Bの第二の分割部250は次の適当な分割点が存在するか否かを判定する。ここでは、第二の分割部250は、準識別子である年齢の平均値が分割点として適当であると判定したとする。第二の分割部250は、年齢30を分割点に決定する。

図 1 1 は、図 1 0 のテーブルを年齢 3 0 で分割したデータを表す図である。図 1 1 に示すように、年齢 3 0 を分割点とすると、ユーザは、{user1~user3}、{user4~user7}及び{user8~user12}に分割される。

図 4 のステップ S 7 において、第二の送信部 2 6 0 は、ユーザの分割情報($\{user1 \sim user3\}$ 、 $\{user4 \sim user7\}$ 及び $\{user8 \sim user12\}$ という 3 つのグループにユーザを分割することを示す情報)を事業者 A に送信する。

図4のステップS8において、事業者Aの第一の受信部170は、事業者Bから分割情報を受信して、図9のテーブルを分割情報に基づいて分割する。図12は、図9のテーブルを受信した分割情報に基づいて分割したデータを表す図である。

図4のステップS9Aにおいて、第一の判定部180は、図12のテーブルの匿名性及び多様性が保たれているかを確認する。匿名性は、識別子の数からダミー識別子の数を引いて、上から2匿名、2匿名及び4匿名であり、2匿名性の指標を満たす。また、多様性は、図5のテーブルから、いずれも2多様であり多様性の指標を満たす。

次に図4のステップS2に戻り、第一の分割部150は、適当な分割点がないと判断したとする。その場合、第一の送信部160は、分割点がない旨を事業者Bに送信する。

第二の受信部270が、事業者Aから分割点がない旨を受信すると、図4のステップS6において、第二の分割部250は適当な分割点を決定する。第二の分割部250は、例

10

20

30

40

えば年齢40を分割点に決定する。

図 1 3 は、図 1 1 のテーブルを年齢 4 0 で分割したデータを表す図である。図 1 3 に示すように、年齢 4 0 を分割点とすると、ユーザは、 { u s e r 1 ~ u s e r 3 }、 { u s e r 4 ~ u s e r 7 }、 { u s e r 8 ~ u s e r 1 0 } 及び { u s e r 1 1 ~ u s e r 1 2 } に分割される。

図 4 のステップ S 7 において、第二の送信部 2 6 0 は、ユーザの分割情報({ u s e r 1 ~ u s e r 3 }、 { u s e r 4 ~ u s e r 7 }、 { u s e r 8 ~ u s e r 1 0 } 及び { u s e r 1 1 ~ u s e r 1 2 } という 4 つのグループにユーザを分割することを示す情報) を事業者 A に送信する。

図4のステップS8において、第一の受信部170は、事業者Bから分割情報を受信して、図12のテーブルを分割情報に基づいて分割する。図14は、図12のテーブルを、受信した分割情報に基づいて分割した状態を表す図である。

図4のステップS9Aにおいて、第一の判定部180は、図14のテーブルの匿名指標、多様指標及び存在指標が保たれているかを確認する。第一の判定部180は、図14の4行目のグループのダミー数が0(b=0)であり、a/(a+b)=2/(2+0)=1となり存在指標を満たさないと判定する。

第一の判定部180が指標を満たさないと判定すると、第一の生成部190は、最後に行った図12から図14への分割をキャンセルする。また、第一の送信部160は、事業者Bにキャンセルの通知を送信する。キャンセルの通知を受信すると、第二の生成部290は、最後に行った図11から図13への分割をキャンセルする。

第一の生成部190又は第二の生成部290は、キャンセルしたそれぞれのテーブルについて、MPCを用いて双方に存在する人数を計算する。

図15は、双方に存在する人数を計算したテーブルを示す図である。

第一の生成部190又は第二の生成部290は、キャンセルした2つのテーブルから結合匿名化テーブルを生成する。

図16は、第1実施形態に係る本発明により生成された最終的な結合された匿名化テーブル(結合匿名化テーブル)を示す図である。

なお、図16に示す結合匿名化テーブルは、第一の生成部190又は第二の生成部29 0ではなく、両装置からテーブルが出力された情報提供装置400によって生成されても 良い。

図4のステップS10において、情報提供装置400は、結合匿名化テーブル(図16に示すテーブル)を情報利用者へ提供する。

ここで、最終的に出力される図16に示すテーブルを参照しても、事業者Bはどのユーザのデータが確実に事業者Aのデータに存在するかはわからない。具体的には、事業者Bは、図16を参照することで「30」であるuser1~user3の3名のうち2名のデータが事業者Aのデータに存在することがわかるが、その2名を特定することはできない。また、事業者Bは、図16を参照することで「30」であるuser4~user12の9名のうち6名のデータが事業者Aのデータに存在することがわかるが、その6名を特定することはできない。

第1実施形態に係る本発明は、匿名指標及び多様指標に加え存在指標を満たすことを確認する。存在指標を満たさない場合、第1実施形態に係る本発明の分散匿名化装置は、ユーザの存在が特定されうる分割をキャンセルすることで、問題2を解決する。ここで、問題2は、「最終的な結合された匿名化テーブルから、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩してしまう」という問題である。

以上説明したように、第1実施形態に係る分散匿名化システム1000によれば、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩する危険性なしで、分散匿名化処理を実行することができる。その理由は、第1実施形態に係る分散匿名化システム1000は、他の事業者に送信するデータの中に、実際には存在しないダミーのデータを含めて送信するからである。

また、第1実施形態に係る分散匿名化システム1000によれば、他の事業者にユーザ

10

20

30

40

のデータの存在が漏洩する危険性のない、結合匿名化テーブルを生成することができる。 その理由は、第1実施形態に係る分散匿名化システム1000は、存在指標という新たな 指標を導入し、存在指標を満たさない場合、ユーザの存在が特定されうる分割をキャンセ ルして最終的なテーブルを生成するからである。

<第2実施形態>

次に図17~図19を参照して、本発明の第2実施形態に係る第一の分散匿名化装置500の機能構成を説明する。

図17は、第2実施形態に係る第一の分散匿名化装置500の構成を示すブロック図である。図17に示すように、第一の分散匿名化装置500は、第1実施形態における第一の分散匿名化装置100と比較して、第一の操作部140に代えて、第一の操作部145を含む点で異なる。第一の操作部145以外の構成部については第1実施形態と同様の構成であるため、同様の番号を付し、説明を省略する。

第一の操作部145は、第1実施形態における機能に加え、ダミー識別子に個人情報の値として幅を持った値を関連付ける。

図18及び図19は第一の操作部145の機能を説明するための図である。

図18は、第1実施形態に係る第一の操作部140が、ダミー識別子に適当な個人情報の値を関連付けたテーブルを示す図である。図18に示すように、ユーザ識別子であるuser3の身長の値は155である。また、ユーザ識別子であるuser3の身長の値は162である。例えば、第一の操作部140は、2つのユーザ識別子の間のダミー識別子であるuser2に身長の値として158の値を関連付ける。

図19は、第2実施形態に係る第一の操作部145が、ダミー識別子に個人情報の値として幅を持った値を関連付けたテーブルを示す図である。図19に示すように、例えば第一の操作部145は、ダミー識別子であるuser2に身長の値として156~161という幅を持った値を関連付ける。

図18のようにダミー識別子の値を1つに決めた場合を説明する。このとき、第一の分割部150は、分割点を身長160とする場合、user2を必ず「-160」のグループに含ませる。

一方、図19のようにダミー識別子の値に幅を持たせた場合を説明する。このとき、第一の分割部150は、user2を「-160」のグループに含ませるか「160-」のグループに含ませるかをプロトコルの途中で判断できる。従って、第一の分割部150は、ダミーの偏りがないような、より適切なグループの分割を行うことが可能となる。

以上説明したように、第2実施形態に係る第一の分散匿名化装置500によれば、ダミーの偏りがないような、より適切なグループの分割を行うことが可能となる。その理由は、第一の操作部145が、ダミー識別子に個人情報の値として幅を持った値を関連付けるからである。

<第3実施形態>

次に図17、図20及び図21を参照して、本発明の第3実施形態に係る第一の分散匿名化装置500の機能構成を説明する。

第3実施形態に係る第一の分散匿名化装置500の構成は、第2実施形態に係る第一の分散匿名化装置500と同様の構成で良く、図17で示される。

第3実施形態に係る第一の分散匿名化装置500は、第一の操作部145がダミー識別子に個人情報の値を関連づける方法が、第2実施形態に係る第一の分散匿名化装置500 と異なる。

第3実施形態に係る第一の操作部145は、ユーザ識別子の個人情報である値の分散に基づいて、ダミー識別子の値を関連付けても良い。

図 2 0 及び図 2 1 は第 3 実施形態に係る第一の操作部 1 4 5 の機能を説明するための図である。

図20は、第1実施形態に係る第一の設定部130によって、ダミー識別子が設定されたテーブルを示す図である。図20に示すように、第一の操作部140がダミー識別子に何の値も関連付けなかった場合、ダミー識別子の挿入位置が偏ることがある。図20にお

10

20

30

40

いて、身長が 170台のグループ (user 1 ~ user 4 のグループ) にはダミー識別子が 2 つ存在しており、ユーザの存在率は 0 . 5 である。一方、身長が 180台のグループ (user 5 ~ user 12 のグループ) にはダミー識別子が 2 つ存在しており、ユーザの存在率は、0 . 25 である。

図21は、第3実施形態に係る第一の操作部145が、ユーザ識別子の値の分散に基づいて、ダミー識別子の値を関連付けたテーブルを示す図である。図21に示すように、例えば第一の操作部145は、身長が170台のグループのユーザ存在率と、身長が180台のグループのユーザ存在率とが同じになるように、ダミー識別子に値を関連付ける。図21において、身長が170台のグループ(user1,user2,user4のグループ)にはダミー識別子が1つ存在しており、ユーザの存在率は0.33・・・である。一方、身長が180台のグループ(user5~user12及びuser3のグループ)にはダミー識別子が3つ存在しており、ユーザの存在率は、0.33・・・である。

図 2 0 のようにダミー識別子の位置が偏っている場合を説明する。このとき、第一の分割部 1 5 0 は、例えば身長 1 8 5 を分割点とすることができない。身長 1 8 5 を分割点とした場合、「1 8 5 - 」のグループの存在指標が 1 になってしまうからである。

一方、図21のようにダミー識別子の値を分散に基づいて決めた場合を説明する。このとき、第一の分割部150は、例えば身長185を分割点とすることができる。身長185を分割点とした場合、「185-」のグループの存在指標は、0.66・・・となり満たされるからである。

以上説明したように、第3実施形態に係る第一の分散匿名化装置500によれば、ダミーの偏りがないような、より適切なグループの分割を行うことが可能となる。その理由は、第一の操作部145が、ユーザ識別子の個人情報である値の分散に基づいて、ダミー識別子の値を関連付けるからである。

<第4実施形態>

次に図22~図24を参照して、本発明の第4実施形態に係る第一の分散匿名化装置600の機能構成を説明する。

図22は、第4実施形態に係る第一の分散匿名化装置600の構成を示すブロック図である。図22に示すように、第一の分散匿名化装置600は、第1実施形態における第一の分散匿名化装置100と比較して、第一の生成部190に代えて、第一の生成部195を含む点で異なる。第一の生成部195以外の構成部については第1実施形態と同様の構成であるため、同様の番号を付し、説明を省略する。

第一の生成部195は、最終的な結合をした、匿名化テーブルのデータの一部を変更することで、2つの装置が保持するユーザ識別子が包含関係になっている場合にも、対応する。具体的には、例えば事業者Aが保持するユーザ識別子を事業者Bが全て包含している場合にも、事業者Aは結合匿名化テーブルを参照することで、事業者Aが保持する、全てのユーザのデータが事業者Bのデータに存在することがわかってしまう。このような場合に、第一の生成部195が結合匿名化テーブルの一部を変更することで、事業者Aに、事業者Bが保持する、ユーザのデータの存在をわからなくする。

例えば、第一の生成部195は、一以上のダミー識別子のデータを残した結合匿名化テーブルを生成しても良い。

図23は、第一の生成部195が、全てのダミー識別子を残して生成した結合匿名化テーブルの例を示す図である。図23に示すように、第一の生成部195は、ダミーのデータも最終的なデータとして残している。図16と異なりどのデータもダミーである可能性があるため、事業者Aは、図23の結合匿名化テーブルを参照してもどのユーザのデータが事業者Bのデータに存在するかがわからない。

他の例として、第一の生成部 1 9 5 は、一以上のユーザ識別子のデータを削除した結合 匿名化テーブルを生成しても良い。

図24は、第一の生成部195が、ユーザ識別子を1つ削除して生成した結合匿名化テーブルの例を示す図である。図24に示すように、第一の生成部195は、「年齢30、身長170-」のグループに属するユーザ識別子を1つ削除している。そのため、図16

10

20

30

40

と異なり、事業者Aは、図24の結合匿名化テーブルを参照しても、全てのユーザのデータが事業者Bのデータに存在することはわからない。具体的には、事業者Aは、user 8とuser11のどちらが事業者Bに存在し、どちらが存在しないのかがわからない。

以上説明したように、第4実施形態に係る第一の分散匿名化装置600によれば、2つの装置が保持するユーザ識別子が包含関係になっている場合にも、ユーザのデータの存在を不明にして対応することができる。その理由は、第一の生成部195が、最終的な結合をした匿名化テーブルの、データの一部を変更するからである。

<第5実施形態>

次に図25及び図26を参照して、本発明の第5実施形態に係る分散匿名化装置700 の機能構成を説明する。

図25は、第5実施形態に係る分散匿名化装置700の構成を示すブロック図である。 図25に示すように、分散匿名化装置700は、記憶部720と、設定部730と、分割 部750と、送信部760と、判定部780とを含む。なお、これらは上述した第一の記 憶部120、第一の設定部130、第一の分割部150、第一の送信部160及び第一の 判定部180と同様の構成である。

記憶部720は、データとして存在するユーザの識別子である、ユーザ識別子と個人情報とを関連付けて記憶する。

設定部730は、外部から通知された複数の識別子である、全識別子のうち、ユーザ識別子に該当しない識別子をダミー識別子として設定する。

分割部 7 5 0 は、設定部 7 3 0 により設定されたダミー識別子を含む全識別子をグループに分割する。

送信部760は、分割した各グループにおける識別子の内容を示す分割情報を他装置に送信する。

判定部180は、自装置と、前記他装置とのいずれにも存在する識別子の割合が予め定めた匿名指標を満たすか否かを前記分割後のグループ毎に判定する。

図26は、第5実施形態に係る分散匿名化装置700の動作のフローチャート図である。なお、図26においては、動作の説明のため分散匿名化装置700は図示しない受信部及び生成部を含むものとする。

図26に示すように、分散匿名化装置700の設定部130は、外部から通知された複数の識別子である全識別子のうち、ユーザ識別子に該当しない識別子をダミー識別子として設定する(ステップS11)。

次に、分散匿名化装置700は、自装置が分割を行う装置か否かを確認する(ステップS12)。

自装置が分割を行う装置ではないと判断すると、分散匿名化装置700は他装置からの分割情報の送信を待つ。分散匿名化装置700の受信部(図示しない)は、他装置から分割情報を受信すると、受信した分割情報に基づいて保持するデータを分割する(ステップS16)。その後分散匿名化装置700の処理は、ステップS17に進む。

ステップ S 1 2 において、自装置が分割を行う装置であると判断すると、分散匿名化装置 7 0 0 の分割部 1 5 0 は、全識別子のデータを分割するのに分割点の候補が存在するか否かを判定する(ステップ S 1 3)。

分割点の候補が存在すると判断すると、分割部150は、該分割点で全識別子のデータを分割し、処理はステップS15に進む。分割点の候補が存在しないと判定した場合は、処理はステップS18に進む。ステップS18において、他装置に分割点の候補が存在する可能性があれば、分散匿名化装置700は、他装置に分割情報の送信を依頼する旨の通知を出力し、処理はステップS12に進む。他装置にも分割点の候補が存在しないことがわかっている場合には、処理はステップS19に進む。

ステップS15において、送信部160は、分割した各グループにおける識別子の内容を示す分割情報を他装置に送信する。

次に、判定部180は、分割後のデータが匿名指標及び多様指標を満たしているか否かを判定する(ステップS17)。分散匿名化装置700がセンシティブ情報を保持してい

10

30

20

40

ないのであれば、判定部180は、匿名指標及び多様指標を満たしているか否かを判定しなくても良い。

指標を満たしていると判定すると、処理はステップS12に進む。指標を満たしていないと判定すると、処理はステップS19に進む。

ステップS19において、分散匿名化装置700の生成部(図示しない)は最後に行った分割をキャンセルし、互いのデータを最後の指標を満たしている状態に戻す。生成部は他装置と各グループの共通ユーザ数を共有する。生成部は、他装置と共通ユーザ数を計算する際、MPC又はSMPCを用いて計算しても良い。生成部は、共通ユーザ数を共有すると、結合匿名化テーブルを生成する。

以上説明したように、第5実施形態に係る分散匿名化装置700によれば、他の事業者にユーザのデータの存在が漏洩する危険性なく、分散匿名化処理を実行することができる

以上、各実施形態を参照して本発明を説明したが、本発明は以上の実施形態に限定されるものではない。本発明の構成や詳細には、本発明のスコープ内で同業者が理解し得る様々な変更をすることができる。

図 2 7 は、第 1 実施形態に係る第一の分散匿名化装置 1 0 0 のハードウェア構成の一例を示すプロック図である。

図27に示すように、第一の分散匿名化装置100を構成する各部は、CPU(Central Processing Unit)1と、ネットワーク接続用の通信IF(Interface)2と、メモリ3と、プログラムを格納する記憶装置4とを含む、コンピュータ装置によって実現される。ただし、第一の分散匿名化装置100の構成は、図27に示すコンピュータ装置に限定されない。

例えば、第一の取得部110、第一の送信部160及び第一の受信部170は、通信IF2によって実現されても良い。

CPU1は、オペレーティングシステムを動作させて第一の分散匿名化装置100の全体を制御する。また、CPUは1、例えばドライブ装置などに装着された記録媒体からメモリ3にプログラムやデータを読み出し、これにしたがって各種の処理を実行する。

例えば第一の設定部130、第一の操作部140、第一の分割部150、第一の判定部 180及び第一の生成部190は、CPU1及びプログラムによって実現されても良い。 記録装置4は、例えば光ディスク、フレキシブルディスク、磁気光ディスク、外付けハ ードディスク、半導体メモリ等であって、コンピュータプログラムをコンピュータ読み取 り可能に記録する。記憶装置4は、例えば、インターフェースを変換するための変換ルー ルを格納していても良い。また、コンピュータプログラムは、通信網に接続されている図 示しない外部コンピュータからダウンロードされても良い。

例えば、第一の記憶部120は記録装置4によって実現されても良い。

なお、これまでに説明した各実施形態において利用するブロック図は、ハードウェア単位の構成ではなく、機能単位のブロックを示している。これらの機能ブロックはハードウェア及びソフトウェアの任意の組み合わせによって実現される。また、第一の分散匿名化装置100の構成部の実現手段は特に限定されない。すなわち、第一の分散匿名化装置100は、物理的に結合した一つの装置により実現されても良いし、物理的に分離した二つ以上の装置を有線又は無線で接続し、これら複数の装置により実現されても良い。

本発明のプログラムは、上記の各実施形態で説明した各動作を、コンピュータに実行させるプログラムであれば良い。

図39は、上述のプログラムを記録(記憶)する、記録媒体(記憶媒体)7の例を示す 図である。記録媒体7は、情報を非一時的に記憶する不揮発性記録媒体である。なお、記 録媒体7は、情報を一時的に記憶する記録媒体であってもよい。記録媒体7は、図26に 示す動作をコンピュータ装置(CPU1)に実行させるプログラム(ソフトウェア)を記 録する。なお、記録媒体7は、さらに、任意のプログラムやデータを記録してよい。

上述のプログラム(ソフトウェア)のコードを記録した記録媒体 7 が、コンピュータ装置に供給され、CPU1は、記録媒体 7 に格納されたプログラムのコードを読み出して実

10

20

30

40

行するようにしてもよい。あるいは、CPU1は、記録媒体7に格納されたプログラムのコードを、メモリ3に格納するようにしてもよい。すなわち、本実施形態は、コンピュータ装置(CPU1)が実行するプログラムを、一時的に又は非一時的に、記憶する記録媒体7の実施形態を含む。

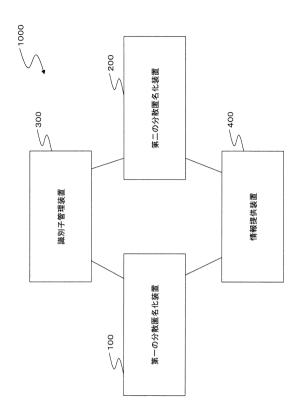
以上、実施形態を参照して本願発明を説明したが、本願発明は上記実施形態に限定されるものではない。本願発明の構成や詳細には、本願発明のスコープ内で当業者が理解し得る様々な変更をすることができる。

この出願は、2011年6月2日に出願された日本出願特願2011-124398を基礎とする優先権を主張し、その開示の全てをここに取り込む。

1000 分散匿名化システム

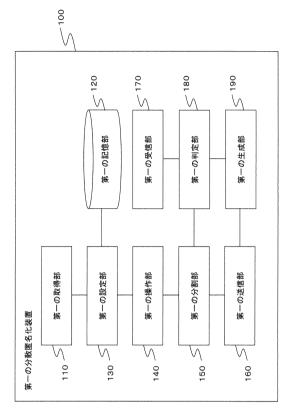
【図1】

図1



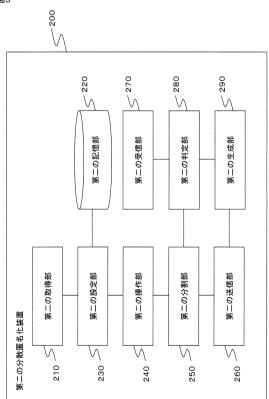
【図2】

図2

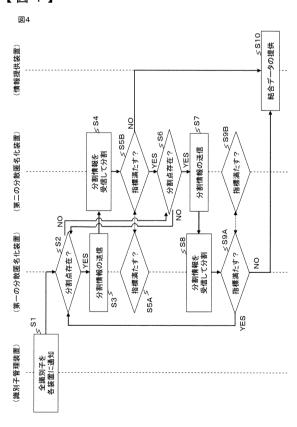


【図3】

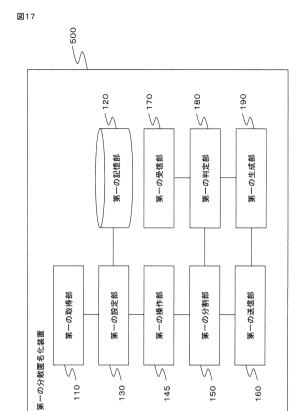
図3



【図4】



【図17】



 \bigvee

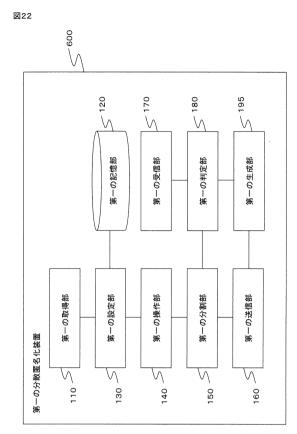
145

 \mathcal{N}

160

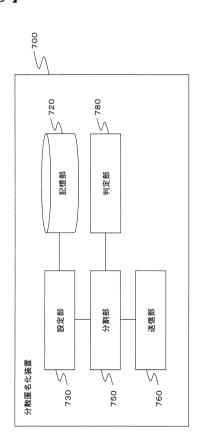
150

【図22】

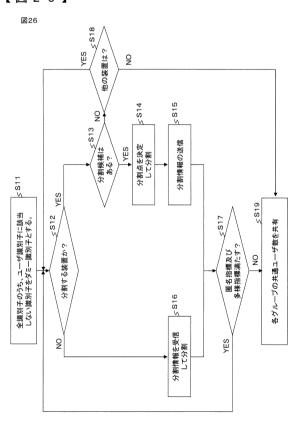


【図25】

図25

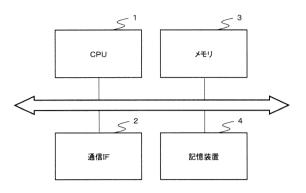


【図26】



【図27】

図27



【図39】

図39



【図6】

図6

ID	身長	病気
user1	160	ガン
user2 (ダミー)	161	ガン
user3	162	心臓病
user4 (ダミー)	163	心臓病
user5	165	ガン
user6 (ダミー)	166	ガン
user7	168	心臓病
user8	172	ガン
user9 (ダミー)	171	心臓病
user10	175	心臓病
user11	178	ガン
user12	179	心臓病

【図5】

図5

ID	身長	病気
user1	160	ガン
user2(ダミー)	-	-
user3	162	心臓病
user4(ダミー)	-	-
user5	165	ガン
user6(ダミー)	-	-
user7	168	心臓病
user8	172	ガン
user9(ダミー)	-	-
user10	175	心臓病
user11	178	ガン
user12	179	心臓病

【図7】

図7

年齢	身長	病気	ID	ダミ一数
?	any	ガン、心臓病	user1-12	4

【図8】

図8

年齢	身長	病気	ID	ダミ一数
any	?	?	user1~12	0

【図9】

年齢	身長	病気	ID	ダミー数
?	-170	ガン、心臓病	user1-7	3
?	170-	ガン、心臓病	user8-12	1

【図10】

図10

【図12】

図12

年齢	身長	病気	ID	ダミー数
any	?	?	user1-7	0
any	?	?	user8-12	0

年齢	身長	病気	ID	ダミ一数
?	-170	ガン, 心臓病	user1-3	1
?	-170	ガン, 心臓病	user4-7	2
?	170-	ガン, 心臓病	user8-12	1

【図11】

図11

【図13】

図13

年齢	身長	病気	ID	ダミー数
-30	?	?	user1-3	0
30-	?	?	user4-7	0
30-	?	?	user8-12	0

年齢	身長	病気	ID	ダミ一数
-30	?	?	user1-3	0
30-40	?	?	user4-7	0
30-40	?	?	user8-10	0
40-	?	?	user11-12	0

【図14】

図14

	[义	1	6]
--	---	---	---	---	---

図16

年齢	身長	病気	ID	ダミー数
?	-170	ガン, 心臓病	user1-3	1
?	-170	ガン, 心臓病	user4-7	2
?	170-	ガン、心臓病	user8-10	1
?	170-	ガン、心臓病	user11-12	0

【図15】

年齢	身長	存在人数	内訳
-30	-170	2名	心臓病1名、ガン1名
30-	-170	2名	心臓病1名、ガン1名
30-	170-	4名	心臓病2名、ガン2名

年齡	身長	病気
-30	-170	心臓病
-30	-170	ガン
30-	-170	心臓病
30-	-170	ガン
30-	170-	心臓病
30-	170-	心臓病
30-	170-	ガン
30-	170-	ガン

【図18】

図18

【図19】

図19

ID	身長	病気
user1	155	ガン
user2(ダミー)	158	-
user3	162	心臓病
user4(ダミー)	166	-
user5	175	ガン
user6(ダミー)	176	-
user7	181	心臓病
user8	183	ガン
user9(ダミー)	183	-
user10	184	心臓病
user11(ダミー)	185	
user12	188	心臓病

ID	身長	病気
user1	155	ガン
user2(ダミー)	156~161	-
user3	162	心臓病
user4(ダミー)	162~174	-
user5	175	ガン
user6(ダミー)	176~180	-
user7	181	心臓病
user8	183	ガン
user9(ダミー)	183	-
user10	184	心臓病
user11(ダミー)	184~187	-
user12	188	心臓病

【図20】

図20

ID	身長	病気
user1	172	ガン
user2 (ダミー)	-	-
user3 (ダミー)	-	-
user4	175	心臓病
user5	180	ガン
user6 (ダミー)	-	-
user7	181	心臓病
user8	183	ガン
user9 (ダミー)	-	-
user10	184	心臓病
user11	186	ガン
user12	188	心臓病

【図21】

ID	身長	病気
user1	172	ガン
user2 (ダミー)	173	-
user4	175	心臓病
user5	180	ガン
user6 (ダミー)	180	-
user7	181	心臓病
user8	183	ガン
user9 (ダミー)	183	-
user10	184	心臓病
user11	186	ガン
user3 (ダミー)	187	
user12	188	心臓病

【図23】

図23

【図24】

図24

年齢	身長	病気
-30	-170	ガン
-30	-170	ガン
-30	-170	心臓病
30-	-170	心臓病
30-	-170	ガン
30-	-170	ガン
30-	-170	心臓病
30-	170-	ガン
30-	170-	心臓病
30-	170-	心臓病
30-	170-	ガン
30-	170-	心臓病

年齢	身長	病気
-30	-170	心臓病
-30	-170	ガン
30-	-170	心臓病
30-	-170	ガン
30-	170-	心臓病
30-	170-	心臓病
30-	170-	ガン

【図28】

図28

ID	身長	病気
user1	160	ガン
user3	162	心臓病
user5	165	ガン
user7	168	心臟病
user8	172	ガン
user10	175	心臟病
user11	178	ガン
user12	179	心臓病

【図29】

ID	年齢
user1	16
user2	22
user3	19
user4	31
user5	30
user6	33
user7	32
user8	31
user9	35
user10	34
user11	41
user12	40

【図30】

図30

【図32】

年齢 身長

図32

年齢	身長	病気	ID
?	any	ガン:4, 心臓病:4	user1, 3,5,7,8,10,11,12

【図31】

図31

?	-170	ガン:2, 心臓病:2	user1, 3,5,7,
?	170-	ガン:2, 心臓病:2	user8,10,11,12

病気

【図33】

図33

年齢	身長	病気	ID
any	?	?	user1-12

年齢	身長	病気	ID
any	?	?	user1, 3,5,7,
any	?	?	user8,10,11,12

【図34】

図34

(図)	3 6	
-----	-----	--

図36

年齢	身長	病気	ID
-30	?	?	user1, 3
30-	?	?	user5,7
30-	?	?	user8,10,11,12

年齢	身長	病気	ID
-30	?	?	user1, 3
30-40	?	?	user5,7
30-40	?	?	user8,10
40-	?	?	user11,12

【図35】

図35

図37

【図37】

年齢	身長	病気	ID
?	-170	ガン:1, 心臓病1	user1, 3
?	-170	ガン:1, 心臓病:1	user5,7
?	170-	ガン:2, 心臓病:2	user8,10,11,12

年齢	身長	病気	ID
?	-170	ガン:1, 心臓病1	user1, 3
?	-170	ガン:1, 心臓病:1	user5,7
?	170-	ガン:1, 心臓病:1	user8,10
?	170-	ガン:1, 心臓病:1	user11,12

【図38】

年齢	身長	病気
-30	-170	心臓病
-30	-170	ガン
30-40	-170	心臟病
30-40	-170	ガン
30-40	170-	心臟病
30-40	170-	ガン
40-	170-	心臓病
40-	170-	ガン

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2006-053711(JP,A)

特開2007-264730(JP,A)

米国特許出願公開第2010/0114920(US,A1)

村本 俊祐ほか,背景知識を用いた推測を困難にしデータ歪曲度を極小化するプライバシー保護手法,電子情報通信学会 第19回データ工学ワークショップ (DEWS 2008) 論文集,2008年4月7日,pp. 1-8, DEWS2008 C1-4

千田 浩司ほか,集合匿名化クラウドの課題と対策,電子情報通信学会技術研究報告,2011 年 5月 5日, Vol. 111, No. 30, pp. 117-122, Vol. 2011-CSEC-53 No. 21/Vol. 2011-IOT-13 No. 21

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

G06F 21/62